

監 査 公 表

7 弥監公表第 20 号

令和7年12月10日付けで請求のあった地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第5項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和8年3月12日

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行

請求人 代表者 ■■■■■ 様
■■■■■ 様

弥富市監査委員 林 伸一

弥富市監査委員 平野 広行

弥富市職員措置請求監査結果通知書

令和 7 年 12 月 10 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号、以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、同条第 5 項の規定により監査を実施したので、監査結果について下記のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

代表者 ■■■■■
■■■■■

2 請求書の提出日

令和 7 年 12 月 10 日

3 請求の内容

請求人提出の職員措置請求書の内容は、次のとおりである。

請求の要旨（以下の請求の要旨は、請求書の記載内容を原則原文のまま記載し、一部「(以下略)」としている。事実証明の内容は省略した。）

1 請求の要旨

(1) 誰が、いつ、どのような財務会計上の行為を行っているか

対象者	責任の所在
弥富市長 安藤 正明	指揮監督責任者、公金不正支出・詐欺容認、背任及び犯人隠避の疑い
弥富市副市長 村瀬 美樹	市長補佐役としての総括管理責任、指揮監督上の重大な過失、職務懈怠の責任
建設部長 ■■	実務上の責任者、専決者、決裁者、指揮監督責任者、虚偽公文書作成・行使及び背任の疑い
都市整備課長 ■■	支出命令権者・検査責任者の指揮監督責任者、虚偽公文書作成・行使及び背任の疑い

- ・ 財務会計上の行為:

弥富市が事業主体である「JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業」に関し、JR 東海を通じて「弥富駅改築工事共同企業体」に支払われた、雨量計設備移設費 51 万 3 千円（消費税別）を含む公金の支出行為（支出命令およびこれに基づく支出）。

- ・ 期日:

令和 7 年 3 月 11 日付けの出来形請求に基づき、令和 7 年 3 月 31 日までに弥富市が検査完了（合格）・支払いを確定させたもの。

- (2) その行為は、どのような理由で違法・不当なのか

上記の公金支出行為は、以下の文書上の記録と実際の工事状況の重大な乖離（令和 7 年 4 月 23 日の行政文書開示請求等により判明）に基づき、工事の必要性がないにもかかわらず公金を支出させた詐欺行為への加担（またはこれに準ずる重大な職務懈怠）による違法な公金支出であり、地方自治法、地方自治法施行令および弥富市財務規則に決定的に違反しています。

(以下略)

- (3) その結果どのような損害が市に生じているのか

上記の違法な支出命令およびこれに対する指揮監督義務違反により、市に以下の財産上の損害が生じています。

- ・ **損害額:** 雨量計移設工事に係る一切の経費 51 万 3 千円（税別）について、工事の必要性が不存在であった以上、全額が不当な支出であり、市民の財産を侵害しています。
- ・ **不法行為の成立:** 地方自治法第 242 条第 1 項の「財産の管理を違法に行う行為」に該当し、公金が不当に流出した損害が発生しています。都市整備課長 ■■、建設部長 ■■の重大な過失（または詐欺の共謀）、および市長 安藤正明氏、副市長 村瀬美樹氏の指揮監督上の重大な過失という不法

行為により、弥富市に同額の財産上の損害が生じており、国家賠償法に基づく自治体内部での求償の対象となります。

(4) どのような措置を請求するのか

監査委員は、監査の結果に基づき、市長に対し以下の措置を講ずるよう勧告することを請求します。

1. JR 東海への返還請求と刑事告発:

- 市長 安藤正明氏は、JR 東海に対し、雨量計移設工事に係る経費 51 万 3 千円（消費税別）の全額を直ちに不当利得として返還請求すること。
- 上記返還請求と並行し、市長 安藤正明氏は、JR 東海による詐欺行為の疑いについて、直ちに警察への刑事告発を行うこと。

2. 職員への懲戒処分:

- 市長 安藤正明氏は、建設部長 ■■及び都市整備課長 ■■に対し、本件の重大な職務懈怠（公金不正支出）の責任を問い、地方公務員法に基づく懲戒処分を行うこと。

3. 損害賠償請求（求償）:

- 上記返還がなされない場合、市長 安藤正明氏は、違法な支出命令を行った都市整備課長 ■■、建設部長 ■■、および指揮監督上の重大な過失がある副市長 村瀬美樹氏に対し、弥富市への損害賠償請求（求償）を行うこと。
- 上記返還がなされない場合、市長 安藤正明氏は、自らの指揮監督上の重大な過失による責任に基づき、弥富市に対して当該損害額を賠償すること。

4. 協定解除等の厳正な措置:

- 市長 安藤正明氏は、本件により JR 東海に対する信頼が決定的に欠如したことを理由に、協定書に定められた違約金等の規定を適用し、JR 東海に協定を解除させる等の厳正な措置を講じること。

5. 再発防止措置:

- 市長は、公共工事の発注、監督、検査に係る事務決裁規程および財務規則を速やかに見直し、現場の履行確認を厳格化し、同様の違法な公金支出が二度と発生しないよう、厳正な再発防止措置を講じること。

(以下略)

また、令和 7 年 12 月 27 日付け、令和 8 年 1 月 15 日付け追記の資料の提出があった。(内容の添付は省略した。)

第 2 要件審査及び請求の受理

本件請求については、所要の法定要件を具備しているものと認め、令和7年12月10日付けで受理した。

また、追記の資料も提出日（令和7年12月27日、令和8年1月15日）に受理した。

第3 監査の実施

本件について、以下のとおり監査を実施した。

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人は、令和7年12月19日、陳述を行った。また、追加反論が令和7年12月27日に、令和8年1月15日に補足意見の提出があった。

2 監査対象部局の陳述

対象部局を建設部都市整備課とし、令和7年12月19日に都市整備課長及び担当主査からの陳述の聴取を行った。

3 現地確認

令和8年2月20日、都市整備課長、担当主査、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR」とする。）担当者（2名）と代表監査委員、監査委員事務局（2名）で、JR弥富駅構内で本件請求事案の「雨量計設備移設工事」が実施された現地の確認を行った。

第4 監査の結果

1 確認した事項

(1) 現地確認時に、都市整備課長からの雨量計移設工事の概要説明、及びJR担当者からの補足説明の内容は下記のとおりであった。

①工事は、JR弥富駅構内で令和7年2月4日実施され、内容は雨量計ケーブルの撤去(25m)し、その後、新設(20m)を行い、雨量計(レインピューター)は、雨量計移設工事には含まれず、雨量計の手前に設置される落雷対策のための保安器までの新設工事である。

JR担当者から雨量計移設工事の完了写真(施工中の写真)をタブレットで監査委員に提示された。

②雨量計移設工事の明細について、JRとJVの契約においても「一式」表記で明細はないが、JRの積算根拠として明細はもっている。しかし、それは設計における内部資料であり、監査委員に提示することはできない。

③配線工事(請求人が令和7年12月27日提出の追加説明の写真⑤)も雨量計設備移設も協定額(3,781,800,000円(税込))には含まれているが、

雨量計移設工事は、当初契約の「弥富駅改築工事（イ）工事 64,900,000円（税抜）（令和6年9月17日契約）」では、詳細な数量が把握できないため、追加工事で令和7年1月21日に設計変更になった。

④転倒ます（雨量計ますの中身）を交換する工事は、弥富市と関係のないJR単独工事「在来線防災情報収集システム機器保全その他工事」（工期 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）として発注されており、多数の駅の工事の一箇所として令和7年10月にJR弥富駅の転倒ますの交換（雨量計交換は実施されず）を行ったと、JR担当者からタブレットで契約内容の説明があった。

よって、本件請求の雨量計移設工事に、転倒ますを交換する工事は含まれていない。

⑤本件請求の雨量計設備工事513,000円（税抜）は、JRが弥富駅改築工事共同企業体（JR東海建設㈱と熊谷組）に請け負わせた工事である。

（2）次に、議会は、弥富市とJRとの委託工事の協定を採決し、賛成多数で可決している。

①令和4年3月23日原案可決

議案第19号 関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について（JR）、（以下、「協定」という。）

協定金額 2,951,800,000円（税込）

②令和5年12月22日原案可決

議案第39号 関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の変更について（JR）、（以下、「変更協定」という。）

協定金額 3,781,800,000円（税込）

（3）次に令和6年度の協定に基づく弥富市からJRへの負担金の支払い等、及び完了検査調書、検査結果通知書の時系列は下記のとおりである。

令和6年3月25日 変更年度協定書 総額概算200,793千円（税込）

令和6年4月5日 工事費納入計画書（変更）（4・7・10・3月期）

令和6年4月30日 予納2,000,000円（税込）（支障移転に関する負担金）

令和6年4月30日 予納1,000,000円（税込）（工事委託）

令和6年7月10日 予納2,000,000円（税込）（支障移転に関する負担金）

令和6年7月10日 予納1,000,000円（税込）（工事委託）

令和6年10月31日 予納57,000,000円（税込）（支障移転に関する負担金）

令和6年10月31日 予納18,000,000円（税込）（工事委託）

令和7年3月31日 予納36,234,000円（税込）（支障移転に関する負担金）

令和7年3月31日 予納2,596,000円（税込）（工事委託）

令和7年3月31日 実績報告書提出119,789,871円（税込）

（令和6年度予納計119,830,000円（税込））

令和7年3月31日 令和6年度透明性資料提出
令和7年3月31日 完了検査調書（都市整備課長から弥富市長へ通知）
令和7年3月31日 検査結果通知書（弥富市長からJRへ通知）
令和7年4月30日 余剰金返還 40,129 円(税込)

2 判断

確認した事項等に基づき、請求人は本件支出が財務会計上違法または不当であるという主張について次のとおり判断する。

まず、次の（ア）、（イ）を前提とした。

（ア）弥富市とJRと協定で締結しているのは委託工事である。

委託工事になった理由は、道路（自由通路）と鉄道が新たに交差し鉄道駅敷地内で、鉄道を運行させながら実施する道路工事になるため、鉄道の運転保安等確保や鉄道技術基準等専門的な知識が必要となる。

また、建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編（国土交通省告示第496号 令和元年9月2日）第6章第40 鉄道事業者との事前協議第2項では、鉄道敷内で土木工事を施工する場合においては、鉄道事業者に委託する工事の範囲及び鉄道保安に関し必要な事項を鉄道事業者と協議しなければならないとなっている。

したがって、法234条第2項により鉄道事業者と随意契約となる協定を締結した。

つまり、JR（鉄道事業者）を工事の実施主体として選び、協定に基づき設計・施工・施工管理等を「委託」し、その費用を弥富市が負担する枠組みが委託工事である。

また、協定では工事費総額を決めたうえ年度別協定を締結し、JRが提出する工事費納入計画書に基づき、JRの発行する請求書により予納（概算払い）することになっている。そして、工事費の精算は、JRが年度毎の工事の施工に係る実績状況等を市に報告し、その実績報告書に基づき工事の出来形等を確認するものとなっている。

その実績状況等を都市整備課に報告する際の資料が透明性資料であるが、透明性資料の主な目的は、都市整備課が予納（概算払い）した負担金が確実に使われたことを確認し、余剰金が発生していないか精算関係を確認する資料であって、委託工事の詳細な完了検査をするための資料ではない。

（イ）また、請求人は、原告人として、弥富市に対し「令和4年（行ウ）第39号 損害賠償請求等住民訴訟事件」及び「令和6年（行コ）第34号 損害賠償等請求住民訴訟控訴事件」で訴訟を提起している。

裁判の請求の概要（一部要約及び省略）は、「市が事業主体となって本件事業（弥富駅に自由通路、JRの橋上駅舎及び名鉄の地上駅舎を整備する事

業)を施工することは、本件協定等(令和4年4月1日付けで市とJRが締結した協定、及び市と名鉄の覚書)の締結及びこれに基づく支出は、法2条14項、地方財政法4条1項に違反して違法であり、本件協定等に基づく負担金等の支払いによって市に損害が生じたなどと主張して、安藤市長に対し損害賠償を求めるとともに、本件協定等に基づく市の未執行の支出の差止めを求める住民訴訟」の事案であった。

判決文(一部抜粋)では、裁判所の判断も下記のとおりであった。

「本件事業(弥富駅に自由通路、JRの橋上駅舎及び名鉄の地上駅舎を整備する事業)は、軌道敷内及び軌道敷に近接した場所での工事が必要となるものであり、最終的に名鉄の線路の移設を伴う工事が計画されていることからすれば、鉄道施設の運行に影響を及ぼす可能性があるという特殊性、専門性があるため、本件2社(JR、名鉄)に委託し行うほかなく、ゼネコン業者等から助言を受けたとしても、市が仕様等を確定して、発注者となる工事を行うことは技術的な専門性から不可能であり、本件2社に工事を委託する方式を採らざるを得ないと解される。このような鉄道委託工事において公表がもとめられる内容は、地方自治体が発注者となる場合と自ずと異なるというべきであり、国土交通省作成に係る「都市・地方整備局、河川局、道路局所管公共事業において鉄道事業者等が工事を行う場合の費用等の透明性確保について(平成16年7月1日)」及び「公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性の確保の徹底に関する申し合せ(平成21年1月22日)」において、事業実施主体(JR、名鉄)が予定価格及び積算価格を公表することまでは求められていないことに照らすと、市が予定価格や積算価格を公表していないことは、本件事業の事業費やその分担が不当であることを推測させるものではない。」

以上の(ア)、(イ)を踏まえ、請求人の主張の(1)から(3)までを判断した。

(1)請求人は、雨量計設備工事は、実施されていない工事にもかかわらず、その工事費用をJRが都市整備課へ請求した趣旨の主張をする。

この請求人の主張に対し、確認等事項から、JRが令和7年2月4日に雨量計設備工事について、完了写真や現地の説明から雨量計設備工事が施工されたと認められる。

(2)請求人は、陳述で述べた請求人自身が過去に他の施設等で雨量計設備工事を請け負ったことがある経験や、長崎県土木部等の「鉄道電気工事積算基準」を参考にして、想定するコストを試算し、雨量計ケーブル設備工事(新設20m)としては、高額すぎる趣旨の主張をする。

この請求人の主張に対し、JR委託工事は、線路近接という特殊性から、安全管理・列車運行への影響抑制のためのコストが一般の公共工事

と異なる構造を有している。そして、本件の雨量計設備工事費が同種工事と比較して明らかに割高であると断定し得る資料はない。

- (3) 請求人は、鉄道補償工事に係る 513,000 円（税抜）の支出は、明細もなく客観的な積算根拠を欠いているので、法第 2 条第 14 項（最少経費の原則）及び第 234 条の 2（検査義務）に違反する、違法かつ不当な公金支出であると主張する。

この請求人の主張に対し、まず、令和 6 年度透明性資料内の鉄道補償工事に係る 513,000 円（税抜）の設計変更内訳書における「一式」の表示について、透明性資料としての規定の要件を備えているので、それ自体が不当、不法でないとは判断した。

また、JR は協定に基づいて、都市整備課に令和 6 年度の工事の施工に係る実績状況等を報告し、その際、実績報告書とともに工事内容や完了写真での説明をして出来形等を確認し、JR から公正性と透明性を確保するために透明性資料の提出を受けた。その後、都市整備課は、完了検査調書の作成及び JR への検査合格を示す検査結果通知書の通知の行為をした。

この都市整備課の検査方法・体制の具体的内容は「合理的な裁量」に委ねられているので、契約の履行の確保（検査）を規定する法 234 条の 2 第 1 項に違反しているとはまではいえない。

なお、JR への公金の支出も受託者である JR の検査結果や書類・報告を前提として支出決定を行うことも相当な範囲で許容されることから、弥富市予算決算会計規則に違反しているとはまではいえない。

3 結論

以上、上記の判断により、法 242 条第 1 項にいう違法又は不当な財務会計上の行為があるとは認められない。

よって、本件請求には理由がないものと判断し、棄却することとする。